

# 学 校 教 育

## 1 基本方針

新発田市は、平成24年度を初年度とし平成31年度を最終年度とする「新発田市まちづくり総合計画」の基本目標の一つに「文化の薫り豊かなまちづくり」を掲げている。そこでは新発田市が古（いにしえ）より培ってきた自然・歴史・文化・教育という特性を生かし、健やかな体と豊かな心を育む情操教育を実現し、地域教育力の活用を図り、子どもたちが安心して学べる環境づくりと教育水準の向上を目指している。市教育委員会はこの方針の下、「子どもが輝く新発田の教育」を基本方針とし「新発田市学校教育の指針」を策定する。

## 2 重点施策

### (1) 「新発田市学校教育の指針」に基づく学校教育の推進

指針の趣旨に基づき、学校・家庭・地域の「共創」により、信頼される教育の実現を推進する。

### (2) 「学力向上」の取組の推進

過去2か年にわたり取り組んだ学習指導改善委員会の提言を基に、日々の授業実践の見直しや家庭学習の充実、学校体制の整備、市の実態の把握と分析・対応策などにより、市全体で学力向上に取り組む。また、県が進めるWeb配信システム及び全国学力・学習状況調査に市をあげて参加し学力向上を図る。

### (3) 人権教育、同和教育の推進

同和教育は部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくす教育であり、人権教育の中核として課題解決に努める。

### (4) 日本語教育の充実

教科「日本語」の導入から6年目に入る。市独自の日本語教科書を使用し、様々な課題を抱える中でより充実した指導を進める。

### (5) 特別支援教育の支援充実

幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズの確実な把握に努め、個々のもっている能力を高める適切な指導及び支援を進める。

### (6) 「食の循環によるまちづくり」の推進

新発田市が重点的取組と位置づけるこの事業では、「食とみどりの新発田っ子プラン」を推進し、「育てる・作る・食べる・返す」という「食のサイクル」を学び、「生きる力」や豊かな情操を培い、健康で心豊かな人材を育成する。さらに安全で安心な学校給食を子どもたちに提供するとともに、施設設備の保守点検を進める。定期的に放射能検査を行い安全な食材の確保に努める。

### (7) 学校保健の充実

児童生徒の健康診断や教職員の健康診断を定期的実施し、健康への関心を高める。さらに安心して学べる学校環境の整備に努める。

### (8) 研究委託校の指定

学校教育上の諸問題について実践研究を行い、その成果を教育向上に役立てる。

# 子どもが輝く新発田の教育

家庭・地域に信頼される  
学校・園づくり

道学共創

特色ある教育課程の  
編成と実施・評価

基礎・基本の定着と  
学ぶ意欲の醸成

豊かな心を  
育む教育の推進

健やかな体を  
育む教育の推進

### 習得・活用・探究の バランスの取れた指導計画作成

- ・学力調査結果等の分析に基づいた確かな子どもの実態把握
- ・自校の課題解決を図る全校体制による学習指導の実践
- ・集団の中で学ぶ喜びや成就感を感得させ、個を伸ばす指導の充実
- ・一人一人の子どもに応じた指導体制の確立

### 学ぶ意欲を喚起する授業

- ・「書く」活動を中心とした授業づくり
- ・個や集団に応じた多様な学習指導の工夫と研修の充実
- ・家庭での学習習慣を図る効果的な指導の工夫

### 「共生」の心を育てる道徳教育

- ・生命の尊厳や思いやりを大切に育む高い倫理観の育成
- ・道徳の授業公開や体験を共にする場の設定など地域ぐるみの道徳教育の推進

### 自己を見つけ、認め合う生徒指導

- ・自己決定の場を設け、自尊感情を高める指導の工夫
- ・共感的な人間関係に満ちた魅力ある学年学級集団の育成
- ・互いを認め合い、協働する体験活動の重視
- ・機能する校内指導体制の整備と関係諸機関との連携強化

### たくましく生きるための体力の向上

- ・体力の実態に応じた体力向上の実践的な取組
- ・運動する楽しさや喜びを体感できる授業づくり
- ・運動の時間や場を工夫した独自の体力づくり

### 健康・体力の把握に基づく生活習慣の改善

- ・子どもたちの健康課題を明確にし、家庭や関係機関と連携して健康教育の充実を図る体制の整備
- ・健康や体力の意義を理解し、心身の調和的発達を促す取組の工夫

### 言語感覚・表現力を高める日本語教育

- ・美しい響きやリズムを感じ、韻律の心地よさを味わう教育の推進
- ・多様な言語活動を取り入れ、表現力を養う教育の推進
- ・新発田の文化、日本の文化にふれる教育の推進

### 人間尊重の心を育てる人権教育、同和教育

- ・同和教育の視座に立つ教育の推進（「かかわる同和教育」の実践）
- ・人の「いたみ」が分かり、差別や偏見を許さない人権感覚を育てる教育の実践

### 食とみどりの新発田っ子プラン

- ・食のサイクルに基づいた食育の推進
- ・豊かな環境を培う体験的な教育活動の展開
- ・地域の自然や文化を教材とした環境教育の実践

### 一人一人を大切にしたい特別支援授業

- ・特別な支援を必要とする子どもの教育的ニーズの正確な把握
- ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・実施・評価
- ・多様な障害に対応した教員の専門性の向上
- ・全教職員による校内推進体制の充実

### 自立を促す幼児教育

- ・幼児の自発的な遊びを促す環境構成と援助のあり方の工夫
- ・学びや生活の連続性を図る取組の充実
- ・園評面の確実な実施と公表
- ・幼稚園・保育園、小学校の円滑な接続

### 勤労観・職業観を培うキャリア教育

- ・体験的活動を重視した指導の工夫
- ・全教育活動による継続的な体制を組織
- ・成長を実感させる事前・事後指導の充実
- ・自己の成長を促す評価の工夫

中学校区の学校間の連携による取組

## (2) 指針の構成

「新発田市学校教育の指針」の大前提である国・県の方針については自明のこととして、可能な限り重複しないよう内容を精選している。

「新発田市まちづくり総合計画」では「文化の薫り豊かなまちづくり」をめざして5本の基本目標が掲げられ、その一つに教育が取り上げられている。子どもたちの教育に携わる教職員が、この指針で示される意図を具体的にとらえ、基本目標の実現を図るべく教育実践を工夫改善できるよう意図した。

### ア 「子どもが輝く新発田の教育」が求める幼児児童生徒像

本年度の指針改訂で、より具体的に新発田市の学校教育の方向を示した。新発田市の幼児児童生徒に求めることは、学ぶ意欲の喚起と楽しい学校生活の創造である。具体的に「子どもの夢や希望を育む教育」を補うことにより、教職員自らが育てたい幼児児童生徒像を思い描き、学校体制で家庭・地域から信頼される学校の実現に取り組む指導の方向が鮮明になるようにした。

### イ 「道学共創」の理念

「道学共創」は、「道学」と「共創」を結びつけた新発田市の造語である。

「道学」は、18世紀8代新発田藩主溝口直養（なおやす）侯が、それまで藩が行っていた学問所の講堂を「道学堂」と名付けたことから始まる。「道学」とは、人としての正しい生き方を学ぶということから、新発田市がこの言葉をまちづくりの基本理念として、また人づくりの基本として採用している。

「共創」は、一人一人異なる存在の人間が、協働的に活動していくところに価値を見出すことが根本であるとの考えである。これは前「新発田市まちづくり総合計画」の中心の理念である。さらに平成24年度に示された「新発田市まちづくり総合計画」の中核の理念として引き継がれた。平成17年度に新発田城三階櫓・辰巳櫓が再建された際には10の願文が建立され、「道学共創」はその中の一つである。

### ウ 理念を具体化する指針の柱

「道学共創」の理念を具体化する指針の柱を3本に整理した。学校経営を推進するに当たって、全ての学校が留意すべき点を以下に示す。

#### (ア) 家庭・地域に信頼される学校・園づくり

教育は、信頼を土台に進められる。課題を的確に捉え、具体策を立案し、幼児児童生徒の着実な成長の姿が見える教育を実践することにより、家庭・地域から信頼を得る。学力向上や幼児児童生徒が安心感をもって生活できる学校・園づくりを推進する。

#### (イ) 特色ある教育課程の編成と実施・評価

26年度は、新学習指導要領の趣旨を生かした教育課程の編成と指導計画を一層充実させることが重要である。それにより、学校の実態に合わせた年間指導計画をきめ細かく立案し、それに基づいて授業改善を進め、指導内容の一層の充実を図ることが課題である。

#### (ウ) 中学校区の学校間の連携・家庭や地域との連携による取組

各中学校区における学校間・家庭・地域が、教育に関する情報を共有し、ともに「思い」や「願い」を交換し、一体となって教育を推進する「地域の核としての学校」の実現を図

りたい。

各園・各校は家庭・地域の協力を得て、情報の発信・収集を行い、学校評価を充実させるとともに、地域の教育力を積極的に活用して、幼・保・小・中一貫した指導体制を確立する。関係機関との行動連携に努め、子どもの安心・安全を確保し、学校・家庭・地域が一体となり、社会性・道徳性を「育む教育」の充実を図る。

<主な取組と事務事業>

- ① 学校関係者評価委員会の組織と実施
- ② 学校安全事業（スクールガード）
- ③ 「新発田の学校教育」発行事業
- ④ 放課後子ども教室推進事業
- ⑤ 教育広報発行事業（年2回）
- ⑥ 学校支援地域本部事業（1中学校区で実施）

### (3) 新発田市学校教育の重点内容と事務事業

重点内容は、教育活動推進の「知・徳・体」と「特色ある教育」、「幼児教育」等で構成する。平成26年度は、「基礎・基本の定着と学ぶ意欲の醸成」「豊かな心を育む教育の推進」「健やかな体を育む教育の推進」「新発田市の特色ある教育」「一人一人を大切にした特別支援教育」「自立を促す幼児教育」「勤労観・職業観を養うキャリア教育」を推進することとした。各学校・園においては、これらの趣旨を具体的に受け止めるとともに、教育活動、運営活動の精選、重点化を図り、当市及び自校の教育課題解決に努める。

#### ア 基礎・基本の定着と学ぶ意欲の醸成

教育は、幼児児童生徒が基礎・基本を身につけ「自ら学力をつけた」という実感を伴い、さらに「学びたい」という意欲をもつことにより成果が上がる。各学校（教師一人一人）は、あらゆる方途を用いて基礎的・基本的な内容の定着を図る学習指導の展開に努める。幼児児童生徒が学びをとおして「自ら成長した」という実感を味わわせ「学ぶ意欲」を醸成する教育活動を実践する。

#### (ア) 習得・活用・探究のバランスの取れた指導計画作成

各種の調査から基礎・基本の定着状況の客観的な把握と、それを生かした指導方法の見直しを進める。幼児児童生徒一人一人に応じた指導体制を研究する。また集団で学ぶ意義を理解させるとともに個を伸ばす指導を工夫する。自校の課題解決を図る全校体制を整備し実践する。基礎学力の確かな定着と個を伸ばす指導の充実を図るバランスの取れた指導計画を作成する。

<主な取組と事務事業>

- ① 「26年度新発田市学校教育の指針」発行
- ② 小学校、中学校教育研究事業
- ③ 小学校、中学校校長教頭研究協議会支援事業
- ④ 小中学校、幼稚園教諭指導推進事業（指導主事6名）
- ⑤ 小学校2～6年生と中学校のNRT学力検査の実施、分析研究

#### (イ) 学ぶ意欲を喚起する授業

基礎的・基本的な知識および技能を確実に習得させるには、「書く」「聴く」活動を大切にする授業づくりが求められる。考えを表現したり論述したりする言語活動を取り入れながら、個や集団の多様な授業形態を導入する。さらに学習習慣の定着を働きかける授業づくりを進める。

<主な取組と事務事業>

- ① 三市北蒲原郡地区理科教育センター運営事業
- ② 小学校、中学校補助教員派遣事業
- ③ 小中学校、幼稚園教諭指導推進事業（指導主事6名）
- ④ 中学校英語指導助手活用事業（英語専門指導主事1名新規雇用）
- ⑤ スクールサポート事業（学力向上支援員として数学補助教員1名をモデル校へ配置）

#### イ 豊かな心を育む教育の推進

心や感性は、豊かな生活体験・人間関係によって培われる。したがって幼児児童生徒の指導に当たる教職員の役割は重要である。質の高い教育活動を計画実践し、心豊かな新発田市の一員となる子どもを育成する。特に「共生」の心を育てる。

#### (ア)「共生」の心を育てる道徳教育

教育活動のあらゆる具体的な場をとおして、生命の尊重や思いやりの心を育て、高い倫理観の育成に重点をおく指導を充実する。道徳授業の公開、体験を共にする場の設定など、地域ぐるみの心の教育を推進する。

<主な取り組み>

- ① 「心のノート」の活用
- ② 「生きる」シリーズの積極的活用

#### (イ) 自己を見つめ、認め合う生徒指導

安定した学校生活が全ての教育活動の土台であることを踏まえて、さまざまな集団生活をとおして幼児児童生徒に自己決定を促し、自尊感情（自己肯定感）を高める指導の充実を図る。共感的な人間関係の構築や魅力と活力に満ちた学級づくりに努めるとともに、校内指導体制の一層の充実と家庭・地域・関係機関との行動連携を図る。

<主な取組と事務事業>

- ① 新発田地区小中学校警察連絡協議会参画事業
- ② 不登校児童生徒適応指導教室運営事業（さわやかルーム 指導員5名）
- ③ 教育相談研修事業
- ④ カウンセラー学校派遣事業（希望小学校）
- ⑤ スクールカウンセラー学校派遣事業（中学校9校）
- ⑥ ハートフル相談員学校支援事業（中学校1校指定）
- ⑦ サポートネットワーク事業（相談員2名、指導員5名）
- ⑧ 訪問指導員派遣事業（指導員2名）
- ⑨ 電話による「悩み相談」事業、「子ども教育相談」事業
- ⑩ 「子どもにかかわる緊急連絡網」（協力関係団体あり）
- ⑪ 地域での健全育成活動「中学校区単位青少年健全育成協議会」
- ⑫ スクール・ソーシャル・ワーカー派遣事業

## ウ 健やかな体を育む教育の推進

幼少期から「遊び体験」が少ない現在の子どもたちは、自分自身の身体を使いこなすことが苦手である。身体を動かす様々な活動をとおして、自らの身体を鍛える生活体験が必要である。さらに、自らの健康について意識づけさせることが課題である。

### (ア) たくましく生きるための体力の向上

本来幼児児童生徒は、集団の遊びの中で身体を鍛え集団生活のルールを学んできたが、生活経験の貧弱化により自らの体力の伸長を図る自覚に欠ける傾向にある。園・学校生活の中で計画的に体力向上や意欲の喚起を働きかける必要がある。

<主な取組と事務事業>

- ① 市児童生徒の体力実態の調査
- ② 小学校、中学校体育連盟支援事業

### (イ) 健康・体力の把握に基づく生活習慣の改善

幼児児童生徒の心身の健康増進のための指導を充実し、実践力を育成する。さらに一人一人の生活実態を踏まえ、健康な生活のための継続的、具体的な取組を行う。

<主な取組と事務事業>

- ① 市歯科保健推進校（全小学校）＊年2回歯科検診実施他

## エ 新発田市の特色ある教育

歴史と文化に富む新発田市では、将来の新発田市民である幼児児童生徒の素養をさらに磨くために次の3点を重点的に取り組む。教科「日本語」では、城下町新発田が醸し出す文化を再発見し味わい磨く幼児児童生徒を育てる。「人権教育、同和教育」では、差別や偏見を許さないという新発田市民の強い意志を受け継ぐ幼児児童生徒を育てる。「食とみどりの新発田っ子プラン」は、食の循環を実践するとともに豊かな情操を培う特色ある教育活動を支援する。

### (ア) 言語感覚・表現力を高める日本語教育

「日本語」は、風土と人々の意識（思考）、感性が深く結びつき、長く培われてきた豊かな情感を秘めた言葉である。新発田市ではこれを学ばせるため、単に「国語」や「道徳」の時間を充実させるだけでなく、言語の教育と心の教育をより密接に融合させ、「日本語」を総合的に学ばせる教科として平成21年度より新設した。「日本語」に慣れ親しませることを中心に、美しい響きやリズムを感じ、韻律の心地よさを味わう授業を実践し、多様な言語活動を取り入れ表現力を養う教育を進める。併せて新発田の文化、日本の文化にふれる機会を設け、その良さを実感し、伝統文化を尊重する気持ちを育む。

<主な取組と事務事業>

- ① 日本語教育推進事業
- ② 日本語教育の成果と見直し、改訂教科書の活用

### (イ) 人間尊重の心を育てる人権教育、同和教育

「人のいたみが分かり、差別や偏見を許さない」という言動を児童生徒の生活全般に浸透させる。さらに、かかわる同和教育の実践に努め、人間尊重の心を育てる。

<主な取組と事務事業>

- ① 同和教育推進事業
- ② 同和問題P T A講座開催事業
- ③ 識字学級開催事業
- ④ 新潟県同和教育研究協議会参画事業
- ⑤ 「生きる」シリーズの積極活用
- ⑥ ふれんどすくーる事業
- ⑦ 中学生学習教室
- ⑧ 同和教育研究委託事業（東豊小学校〔二年次〕本丸中学校〔一年次〕）

(ウ)「食とみどりの新発田っ子」プラン

各学校・園の工夫により豊かな情操を培う体験的な教育活動を展開する。地域の自然や文化を教材とした環境教育を推進する。学校・家庭・地域の連携による食のサイクルに基づいた食に関する知識や理解を深化し、実践力を育成する（食育の実践）。さらに、市や各地域の自然、文化、産業などに触れる活動を推進し、郷土に誇りを持ち、たくましく生きる幼児児童生徒を育成する。

<主な事務事業>

- ① 食とみどりの新発田っ子プラン推進事業（保育園、幼稚園）
- ② 食とみどりの新発田っ子プラン推進事業（小学校、中学校）

オ 自立を促す幼児教育

幼児教育の重要性が再認識されている。9年間の義務教育の基礎を培う場が幼稚園教育、保育園の生活である。市として幼児教育のビジョンを総合的に描くことが課題である。

(ア) 幼児の自発的な遊びを促す環境構成と援助のあり方の工夫

幼児は、身の回りの環境から影響を受けやすい。その教育環境の整備とよりよい指導方法の研究を進める。

(イ) 学びや生活の連続性を図る取組の充実

園教育・園生活の幼児の学び（活動、体験など）を、教育計画に位置づけ、改善を進める。望ましい幼児教育の具現化を図る。

(ウ) 園評価の確実な実施と公表

具体的な目標を掲げて園教育・園生活を計画・指導することが重要である。その目標の具体化がなされたかなど、指導法や問題点を整理しながら評価すること、さらにはその公表をとおして市民の英知を結集して改善を進める。

<主な取組と事務事業>

- ① 幼稚園教諭指導推進事業（指導主事1名）

(エ) 幼稚園、保育園と小学校の円滑な接続

幼幼児を迎える小学校は、入学する児童に関する情報が不足しがちである。幼・保・小相互に幼児の情報を基に意見交換・協議する場を設定し円滑な接続を進める。

カ 教育活動全体をとおして

以上の柱の他に、教育活動全体をとおして進める次の視点を重視する。様々な教育場面で常に底流に意識すべき内容である。

(ア) 勤労観・職業観を培うキャリア教育

全教育活動をとおして行う生き方指導の充実により勤労観・職業観を育成する。幼児児童生徒の発達段階を踏まえて体験活動を重視したキャリア教育を実践し、家庭・地域との連携強化を図る。

<主な取組>

- ① 「進路の手引き」の編集作成
- ② 職場体験学習の推進
- ③ 学校外部からの講師招聘

(イ) 一人一人を大切にした特別支援教育

幼幼児児童生徒一人一人の違いを認め、それぞれのニーズを的確に把握し、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成、活用する。全校体制で特別支援教育の理解を深め、支援の充実に努める。

<主な事務事業>

- ① 特別支援教育推進事業
- ② 小学校、中学校教育運営事業（介助員派遣）
- ③ スクールサポート事業（中学校10校）
- ④ 三市北蒲原郡特別支援教育推進地区協議会運営事業
- ⑤ 就学指導委員会の運営事業
- ⑥ 小学校、中学校補助教員派遣事業



# 1 日 本 語 教 育

## (1) はぐくもう「日本語」の力

いじめや不登校、問題行動など学校が抱える多くの課題の背景には、小中学校での言語環境の乱れやコミュニケーション能力の欠如があることも指摘されている。

日本人の感性、情緒、特徴を表現できるのは日本語であり、日本文化を伝承するためにも、「日本語」をきちんと身につけることが大切である。

このような教育課題を解決するために、義務教育の教育課程に思考の土台となる「日本語」を学習する科目を設け、たくましく生きるための人間力の基礎を培うことをねらいとしている。

## (2) 各学校での取り組み

ア すべての教育活動を通して、児童・生徒の言葉に対する関心や理解を深める。

イ 日本語教育の内容

(ア) 日本の古典や詩歌等の**有名な文を朗読・暗唱**する。

例えば、古文、論語、俳句、短歌（百人一首）などを取り上げる。

(イ) 日本語の言葉を増やし、**表現力**を育てる。

例えば、適切な言葉を用いた対話の仕方や分かりやすい発表の仕方などを取り上げる。

(ウ) **新発田の伝統的な文化や食育を取り入れた日本文化**を学ぶ。

例えば、新発田城の願文、わらべうた、カルタ、食育に関する教材などを取り上げる。

## (3) 教科「日本語」の授業時間（年間）

平成21年度から、教科「日本語」を新設し、平成26年度で6年目を迎えた。平成23年度には、新発田市が独自に作成した「日本語」の教科書を一部改訂するとともに、「日本語教育 単元・教材一覧表 単元指導計画」を作成した。全小中学校で実践し、授業改善を図っている。

### 教科「日本語」の授業時間

#### 《小学校》

1・2年生・・・20時間

3～6年生・・・35時間

#### 《中学校》

1年生・・・20時間

2・3年生・・・35時間



五十公野小学校「六年生に感謝する会」  
～6年 未来の私に送る願文をつくろう～

## 2 同 和 教 育

部落差別問題（同和問題）は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、その解決は国民的課題であるとともに全市民的な課題である。部落差別の解消には、正しい同和教育と積極的な啓発が重要な役割を担っている。

同和教育は、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすための教育であり、人権教育の中核である。

学校においては、子どもたち一人一人が尊重され、豊かな人権感覚が育つよう、差別や偏見のない人間尊重の精神に貫かれた学校・学級づくりに努めることとする。また、「同和教育の視点」に立ち、課題を抱える子どもに寄り添い、一緒に課題を解決することに努める。

### (1) 基本方針

—— 人間尊重の心を育てる人権・同和教育 ——

- 人のいたみがわかり、差別や偏見を許さない人権感覚を育てる教育の推進
- 同和教育の視点に立った教育実践（かかわる同和教育実践）

### (2) 事業

#### ア 同和教育推進協議会

- ① 同和教育推進協議会
- ② 先進地視察研修

#### イ 学校同和教育

- ① 同和教育研究指定校
- ② 新任・転入学校長現地研修会
- ③ 新任・転入教頭同和教育研修会
- ④ 同和教育主任研修会
- ⑤ 転入教職員同和教育研修会
- ⑥ 新採用教職員同和教育研修会
- ⑦ 保育園・幼稚園同和教育研修会
- ⑧ 保・幼・小・中・高同和教育連絡会
- ⑨ 同和教育連絡会
- ⑩ 支援加配教員連絡会

#### ウ 社会同和教育

- ① 識字学級
- ② 同和问题 P T A 講座
- ③ 小学生学習教室
- ④ 中学生学習教室
- ⑤ 教育委員会職員同和教育研修会

#### エ 教育権保障

- ① 入学支度金支給



同和教育研究指定校（H25.10.16 天王小研究発表会）

### 3 特別支援教育

特別支援教育が法的に位置づけられた改正教育基本法が、平成19年4月1日から施行され、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校および特別支援学校において行われる特別支援教育について基本的な考え方等が示された。

特別支援教育の理念として、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる能力を高め、適切な指導および支援を行うことが掲げられている。また、これまでの特殊教育の対象の障害だけではなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

各学校においては、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援コーディネーターの指名等具体的な取組が行われている。

#### (1) 市内小・中学校の特別支援学級設置状況

〈小学校〉	知的障害特別支援学級	15校	(16学級)
	自閉症・情緒障害特別支援学級	17校	(28学級)
	肢体不自由特別支援学級	2校	(2学級)
	弱視特別支援学級	1校	(1学級)
〈中学校〉	知的障害特別支援学級	7校	(9学級)
	自閉症・情緒障害特別支援学級	8校	(11学級)
	肢体不自由特別支援学級	1校	(1学級)

#### (2) 通級指導教室

##### ① 言語通級指導教室

平成7年度から東豊小学校、平成9年度から外ヶ輪小学校内に設置

東豊小学校：通級児童数 24名（市内23名）

外ヶ輪小学校：通級児童数 19名（市内18名）

##### ② 発達障害通級指導教室

平成19年度から御免町小学校に設置

御免町小学校：通級児童数 19名（市内9名）

—26. 5. 1現在—

#### (3) 教育支援委員会

障害を有する児童生徒（就学猶予者を含む）の適正就学を図るため、適正就学に関する調査、検査、判断を行う。

※委員会の構成（医師2、関係教育機関職員16、関係行政機関職員11）

#### (4) 新発田市特別支援教育推進委員会

関係団体と連携して、新発田市に在住する特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒の適正な把握とその教育の充実を支援する事業の推進を図る。

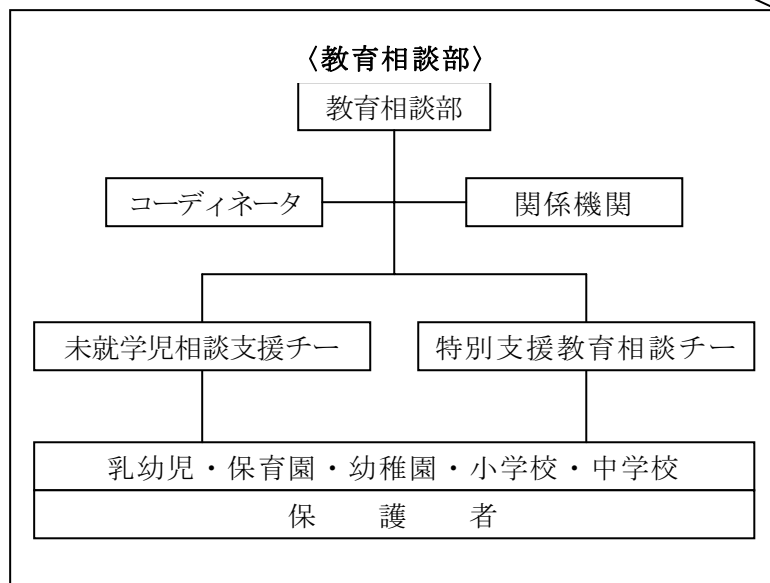
平成26年度 新発田市特別支援教育推進委員会体系図

新発田市特別支援教育推進委員

幼稚園・保育園、小・中学校、教育委員会、研究団体、こども課、障害者施設および関係

事務局  
学校教育課  
こども課

推進委員	会長	教育委員会教育長		副会長	有識者			
	幼稚園長	1名	保育園長	1名	施設園長	1名	小学校長	3名
	中学校長	1名	保護者代表	3名	児童相談所相談課長			
	学校教育課長		こども課長		小学校教頭	1名	障害者施設	2名
	教育相談部長		啓発部長		交流部長			
専門委員	教育相談部		啓発部		交流部			
	教育職員	15名	教育職員	7名	教育職員	7名		
	行政職員	7名	行政職員	1名	P T A 会員	1名		
			民間団体職員	3名				
			P T A 会員	2名				
※必要に応じて各校特別支援教育コーディネーターと連絡調整を行い、校内体制の整備を援								



## 4 研究委託校等

### ○ 研究委託・モデル校・推進校等の指定の趣旨

市（国・県）の学校教育上の諸問題について、自校の教育活動の中で実践研究を行い、その成果を当市（国・県）の教育向上に役立てることを目的としています。

#### (1) 市・同和教育研究委託校

##### 東豊小学校（平成25年度・26年度）

研究主題：自分のよさも、友達のよさも認め、共に生きる子どもの育成  
～同和教育の視点に立った授業実践～

##### 本丸中学校（平成26年度・27年度）

研究主題：健全な自尊感情をもち、互いに認め合うことができる生徒の育成  
～同和教育の視点に立った授業実践～

#### (2) その他の研究指定校

##### ① 県中学校研究協議会研究指定〔国語〕

猿橋中学校（平成26年度・27年度）

##### ② 県中学校研究協議会研究指定〔理科〕

本丸中学校（平成25年度・26年度）

##### ③ 県小学校研究協議会研究指定〔音楽〕

御免町小学校（平成24年度・25年度・26年度）

##### ④ 県教育委員会指定〔学校支援地域本部事業〕

御免町小学校 東豊小学校 第一中学校（平成26年度）

##### ⑤ 文部科学省研究指定〔人権教育推進事業〕

七葉小学校（平成26年度・27年度）

## 5 学 校 保 健

(1) 事業内容

- ア 児童、生徒の健康診断（内科、眼科、耳鼻咽喉科、歯科、検尿等）
- イ 県教職員の健康診断（内科、検尿、胃の検査（40歳以上）、結核健康診断等）
- ウ 学校環境衛生検査（プール水質、教室等の環境等）

(2) 新発田市児童、生徒の体位

		身 長			体 重			座 高		
		平成25年度			平成25年度			平成25年度		
		市平均	県平均	全 国 平 均	市平均	県平均	全 国 平 均	市平均	県平均	全 国 平 均
男 子 小学生	1	117.0	117.2	116.6	21.8	21.7	21.3	64.8	65.4	64.8
	2	123.6	123.5	122.4	24.8	24.4	23.9	67.9	68.1	67.6
	3	129.1	128.7	128.2	28.0	27.5	27.1	70.5	70.6	70.2
	4	134.7	134.6	133.6	31.9	31.2	30.4	72.9	73.3	72.6
	5	140.1	139.9	139.0	35.1	34.9	34.3	75.3	75.4	75.0
	6	146.2	145.9	145.0	39.4	38.6	38.3	78.1	78.1	77.6
男 子 中学生	1	153.9	152.7	152.3	45.5	43.7	43.9	82.6	81.4	81.2
	2	161.0	160.3	159.5	50.9	49.1	48.8	86.2	85.4	84.8
	3	166.1	166.0	165.0	55.6	54.7	54.0	89.1	88.8	88.1
女 子 小学生	1	116.7	116.2	115.6	21.6	21.1	20.9	64.8	64.8	64.4
	2	122.6	122.0	121.6	24.4	23.3	23.5	67.6	67.4	67.3
	3	128.9	128.1	127.3	27.4	26.8	26.4	70.5	70.2	69.9
	4	134.4	134.6	133.6	31.1	30.7	30.0	72.9	73.3	72.8
	5	141.0	140.4	140.1	34.7	34.4	34.0	74.4	76.0	75.8
	6	151.8	147.3	146.8	40.2	39.2	39.0	79.8	79.5	79.3
女 子 中学生	1	152.6	152.7	151.8	45.0	44.3	43.7	83.1	82.6	82.1
	2	155.0	155.3	154.8	47.4	47.4	47.1	84.4	84.1	83.8
	3	157.3	157.2	156.5	50.9	50.5	49.9	85.5	85.3	84.9

## 6 学 校 給 食

### (1) 事業内容

#### ア 施設設備

共同調理場及び単独調理場に係る施設設備の修繕、改修  
施設設備及び調理機器等の保守点検、更新  
備品や消耗品の管理

#### イ 給食関係事務

給食業務全般の円滑な執行に関する一般事務  
学校給食関係者との連絡調整  
学校給食費の改定  
学校給食費会計の適正な事務執行に係る指導事務

#### ウ 給食従事職員の研修および講習

学校給食従事者衛生管理研修会（市と新発田市学校給食協議会の共催）  
食物アレルギー研修会

#### エ 共同購入に関する事務

学校給食用食材に係る物資の共同購入に関する事務

#### オ 学校給食の充実のための調査、会議等

児童生徒の嗜好調査  
学校給食指導計画策定に係る会議  
給食指導に関する研究会

#### カ 学校給食物資に関する会議

学校給食用食材に係る物資選定会議（年6回）  
学校給食の献立作成に係る会議（年6回）

### (2) 調理場形態

#### ア 単独調理場 8校

赤谷小学校、菅谷小学校、中浦小学校、天王小学校、荒橋小学校、本田小学校、  
豊浦中学校、加治川中学校

#### イ 共同調理場 6施設

北共同調理場、五十公野共同調理場、川東共同調理場、七葉共同調理場、西共同調理場、  
紫雲寺共同調理場

#### （ドライシステム採用施設）

##### ○北共同調理場（平成10年4月1日開設）

給食対象校 小4・中2  
計画食数 3,500食/日

##### ○西共同調理場（平成18年4月1日開設）

給食対象校 小4・中2・幼2・保1  
計画食数 3,500食/日

##### ○川東共同調理場（平成11年4月1日開設）

給食対象校 小3・中1  
計画食数 700食/日

##### ○七葉共同調理場（平成24年3月26日開設）

給食対象校 小1・中1

計画食数 900食/日

○紫雲寺共同調理場（平成23年8月1日開設）

給食対象校 小3・中1

計画食数 800食/日

(3) 調理業務等の民間委託の状況

○西共同調理場 株式会社ジョイック

○紫雲寺共同調理場 NPO法人ネットワークこころ

(4) 食数と調理員等の配置状況

(単位：人)

調理場名	食数	調理員			事務 パート	運搬 パート	代替 パート
		調理手	臨時	調理 パート			
北共同調理場	2,543	3	8	20	1	6	6
五十公野共同調理場	789	2	2	6		1	3
川東共同調理場	318	1	3	4		1	2
七葉共同調理場	427	2	2	6		2	2
西共同調理場	2,717					4	
紫雲寺共同調理場	645					4	
赤谷小学校	15	1		1			
菅谷小学校	112	1		2			
中浦小学校	145	1	1	1			
天王小学校	107	1	1	1			
荒橋小学校	68	1	1				
本田小学校	89	1	1				
豊浦中学校	212	1	2	1			
加治川中学校	170	1	1	2			
合計	8,357	16	22	44	1	18	13

※このほかに栄養教諭・学校栄養職員を11名配置（単独調理場は2～3校に1人配置）、共同調理場には所長を2名配置（6調理場を2名で担当）。

(5) 給食実施状況

区分	学校数	一食単価	年間給食平均回数				年間給食費 (一人当たり 平均価格)
			米飯 給食	パン 給食	麺給食	計	
小学校	22校	282円	148	20	20	188	53,016円
中学校	10校	339円	148	20	20	188	63,732円
計	32校	—	—	—	—	—	—

(6) 学校給食のサイクル推進事業

実施校16校（川東中学校区、豊豊浦中学校区、加治川中学校区、紫雲寺中学校区及び東中学校区、七葉中学校区の一部の小・中学校）

児童生徒による給食残さの水切り分別の実施および給食残さの再資源化により、食のサイクルについての理解を深め、給食の食べ残しゼロを目指す。



## 7 食 育

### (1) 趣旨

市内の全小中学校において学校と家庭・地域が連携し、「育てる（栽培）」、「作る（料理）」、「食べる」、「返す（リサイクル）」という「豊かなる大地を基盤とした食のサイクル」に基づいた食育「食とみどりの新発田っ子プラン」に取り組み、子どもたちの生きる力を育む。

### (2) 取組内容

#### ア 食のサイクルに基づく食育の実施

食育推進手引書に基づき、学校ごとに全体計画、年間指導計画、関連系統表を作成し、各教科、給食の時間、特別活動等において、成長段階に応じた食育を学校全体で取り組む。

#### イ 栄養教諭・学校栄養職員と連携した食育指導の実施

栄養教諭・学校栄養職員と市の栄養士が連携し、食育のT・T（ティーム・ティーチング）授業、食育出前講座、訪問給食指導、調理実習等を行う。

#### ウ 食とみどりの新発田っ子通信の発行

小中学校での食育の取組を家庭・地域に広げるため、啓発用リーフレットを発行し、児童生徒の家庭へ配布する。

#### エ 「弁当の日」取組校への支援

「弁当の日」は、家庭で子どもたちが自ら弁当を作り、学校で食べる取り組みで、調理技術の向上はもとより、栄養バランスの知識、食材への興味や食事を作ってくれる家族への感謝の気持ちが育まれている。「弁当の日」取組校に対し支援を行う。

#### オ 教職員向け食のサイクル研修会開催

児童生徒への食育指導を充実させるため、教職員を対象に食のサイクルを体験する研修会を開催する。

#### カ 民間企業等との連携

地元スーパーによる「食育出前講座」の開催や、若手酪農家による「子牛とのふれあい体験」など、地域の企業・団体等と連携した食育を推進する。

#### キ 食育実態調査の実施

市内の全小学校6年生、中学校3年生、その保護者を対象に、食に関する実態を把握し、今後の食育の効果的な進め方を見極めるため、食育実態調査を実施する。

#### ク その他の支援

- ・学校給食残さを堆肥に加工する有機資源センターの見学対応
- ・学校給食残さを含んだ堆肥の小中学校への配布
- ・食生活改善推進委員など食育に関する講師の紹介



地場産給食の推進



子牛とのふれあい体験

# 視聴覚ライブラリー

## 平成26年度 新発田市視聴覚ライブラリー 運営方針及び事業計画

### 1 基本運営方針

視聴覚教育の振興を図るため、視聴覚機器・教材（以下「教材等」という。）の貸出事業を行う。

### 2 本年度運営方針

#### (1) 教材等の貸出

教材等は来館にて貸出しとする。

#### (2) 教材等の整理

不良、破損や不要教材等の分別整理

#### (3) 県ライブラリー等視聴覚教育団体との協力

### 3 貸し出し業務・利用条件

#### (1) 教材等の貸出

教材等の貸出しは、登録した団体が教育的、文化的目的のために利用するものに限り行う。

#### (2) 利用の制限

教材等の貸出しを受ける者（以下「利用者」という。）は貸出しを受けた教材等を営利的、政治的な目的及び宗教の宣伝のために利用し、又は他に転貸してはならない。

#### (3) 利用手続

ア 利用者が教材等を利用するときは、「教材借用申請書」によって申込みをしなければならない。

イ 教材等の借用申請書の受付は、利用する日の1か月前からとし、貸出しは受付順とする。

ウ 教材等の貸出期間は、7日以内とする。ただし、ライブラリーが特に必要と認めた場合はこの限りでない。

エ 教材等の貸出しは、原則として、1回5本以内とする。

#### オ 返却及び利用報告書

・ 利用者は、教材等の返却時に利用報告書を提出する。

・ 教材等をき損又は紛失したときは、ライブラリーに連絡するとともに、利用報告書に記載し、その処置について指示を受ける。

(4) 教材等の貸出し時間等

ア 貸出し日は、月曜日から金曜日（祝日等を除く。）

イ 貸出し時間は、午前9時から午後5時まで

ウ 年末年始の貸出しできない日は、12月28日から1月3日までとする。

平成25年度貸出状況

区 分		単位	数
利用状況	利用団体数	数	230
	観覧者数	人	8,639
教 材	DVD	本	16
	ビデオ	本	77
	16mm フィルム	本	13
機 材	プロジェクター	台	93
	スクリーン	本	53
	16mm 映写機	台	8